

○内閣府
農林水産省 令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 金子原二郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(地域の活性化等に資する事業)</p> <p>第六条の五 法第十条第二十四項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業(当該農業協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う同条第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)とする。</p> <p>一 他の事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。))をいう。以下同じ。)の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託(以下「経営相談等事業」という。)</p> <p>二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該農業協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等事業その他の当該農業協同組合連合会の行う事業に関連して行うものであって、その事</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>「条を加える。」</p>

業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第三十四条第十五項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該農業協同組合連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）

（又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該農業協同組合連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う事業

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業

五 当該農業協同組合連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

（貯金者等への情報の提供）

第十一条 組合は、法第十一条の六第一項の規定により貯金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〇三 略」

（貯金者等への情報の提供）

第十一条 「同上」

「一〇三 同上」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

「イ〜ル 略」

「五・六 略」

「2〜5 略」

（貯金の受払事務の委託等）

第十四条の二 農業協同組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に特定信用事業代理業（法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。）
- 次に掲げる全ての措置

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ〜ル 同上」

「五・六 同上」

「2〜5 同上」

（貯金の受払事務の委託等）

第十四条の二 「同上」

- 一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下この項及び第三十五条第一項第七号において「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。）
- 次に掲げる全ての措置

「イ〜ハ 略」

二 「略」

2 「略」

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 法第十一条の六十四第一項の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合に限る。)の子会社等(子法人等及び第十条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

「イ〜ハ 同上」

二 「同上」

2 「同上」

(農業協同組合に類する者)

第三十三条 法第十一条の六十四第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該農業協同組合(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合に限る。以下この条において同じ。)の農業協同組合集団(当該農業協同組合及びその子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の集団をいう。次号において同じ。)

二 当該農業協同組合又は当該農業協同組合の農業協同組合集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十条第一項第三号の事業を行う組合（農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。）を含む。）

ニ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

(専門子会社の業務等)

第三十四条 法第十一条の六十六第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該農業協同組合連合会、その子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）（法第十一条の六十六第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第四項に規定する者（次項第二号及び第十六項第二号イにおいて「当該農業協同組合連合会等」という。）の行う事業又は営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務（当該農業協同組合連合会が証券専門会社等（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証

へ 株式会社商工組合中央金庫

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

(専門子会社の業務等)

第三十四条 「同上」

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務（同項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十一条の六

券専門会社又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第十六項第二号口において同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務を、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等（法第十条の六十六第一項第一号に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は同項第四号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該農業協同組合連

十六第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については信託子会社等（法第十一条の六十六第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。次項第三号、第三項第五号並びに次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。）を有する場合に限る。）

2 法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 次条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金

合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を除く。）

3 法第十一条の六十六第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〇四 略〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を除く。）

4 法第十一条の六十六第一項第五号の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社等（当該農業協同組合連合会の子会社（法第十一条の六十六第一項第一号及び第一号の二に掲げ

融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。次項第四号において同じ。）

3 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

4 法第十一条の六十六第一項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

る会社に限る。) を除く。) とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

一 当該農業協同組合連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に限る。以下この条において同じ。）の農業協同組合連合会集団（当該農業協同組合連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該農業協同組合連合会の子会社のうち、法第十一条の六十六第一項第一号又は第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該農業協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該農業協同組合連合会又は当該農業協同組合連合会の農業協同組合連合会集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

5 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十条第一項第三号の事業を行う組合（農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第十一条の六十六第一項第七号に規定する持株会社

5

法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、

6

をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。）を含む。）

ニ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社は、

金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第五十二条第一項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイ

「号を削る。」

「号を削る。」

6

法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録

に掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

7

法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第

原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第四十条各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇八 略」

九 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、農業協同組合連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときににおける当該農業協同組合連合会）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対して

六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第四十条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇八 同上」

「号を加える。」

その事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社
（当該農業協同組合連合会の子会社等以外の会社に限る。）

十 「略」

7 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める要件は、
農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項
第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得す
る場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとす
る。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が
行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第
十一条の六十六第一項第七号の事業に係る計画をいう。）が作
成されていること。

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれか
に該当するものが関与していること。

九 「同上」

8 法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める要件
は、農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社（
同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合に
おいて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとす
る。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が
行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第
十一条の六十六第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）
が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与
していること。

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

8

法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第四十四条第一項第一号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

- イ 官公署
 - ロ 商工会又は商工会議所
 - ハ イ又はロに準ずるもの
 - ニ 弁護士又は弁護士法人
 - ホ 公認会計士又は監査法人
 - ヘ 税理士又は税理士法人
 - ト 次条第二項第十六号に掲げる業務を営む会社（当該農業協同組合連合会の子会社等（第十条第二項に規定する子法人等及び同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）以外の会社に限る。）
- 「項を加える。」

イ 当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有
限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が
出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その
他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とし
た会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当
するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農
業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以
下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持
分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらずに取
得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又は
その子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、
担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事
由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に
該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又は
その子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同
号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協
同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令
で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものにつ
いて準用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農
業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以
下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しく
は持分の取得又は第三十六条第一項第一号に掲げる事由によらず
に取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会
又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において
は、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げ
る事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会
社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会
又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取
得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当
該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の
主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準
用する。この場合において、前項中「第十一条の六十六第一項第

一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第十一条の六十六第一項第六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第八号」と読み替えるものとする。

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第十一条の六十六第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事

六号」とあるのは、「第十一条の六十六第一項第六号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」

業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社、事業再生会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社、同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第八号の主務省令で定める会社、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13| 第六項及び第十項の規定にかかわらず、農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議

と（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該農業協同組合連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第十一条の六十七第一項に規定する国内の会社をいう。第三十八条第一項第五号、第四十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第一項第二号及び第三号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十一条第一項第九号、第四十四条第三項及び第五十八条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12| 第七項及び第十項の規定にかかわらず、農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議

決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 略」

14 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 次条第二項第十三号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 同上」

13 法第十一条の六十六第一項第六号の主務省令で定めるものは、次条第二項第十三号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

15

法第十一条の六十六第一項第九号の主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該農業協同組合連合会が行う法第十条第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該農業協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該農業協同組合連合会が行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用され

「項を加える。」

-
- る労働者でないものに限る。)
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該農業協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該農業協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第六号から第九号までに掲げる会社を除く。）
-

が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

16 法第十一条の六十六第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理

14 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定めるものは、

次に掲げる持株会社とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ 証券専門会社（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。）又は証券仲介専門会社（法第十一条の六十六第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。）

ロ 信託専門会社（法第十一条の六十六第一項第四号に規定する信託専門会社をいう。第六号及び次条第六項において同じ。）

二 前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専

を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該農業協同組合連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

ロ 次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合（当該農業協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号及び第四号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

三 第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十一条の六十六第一項第一号から第三号までに掲げる会社を有しない場合に限る。）

四 法第十一条の六十六第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号

「号を削る。」

「号を削る。」

17 法第十一条の六十六第四項の主務省令で定める会社は、第十五項に規定する会社とする。

18 法第十一条の二第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（従属業務等）

から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第十一条の六十六第二項第五号ハに規定する当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第二項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第十一条の六十六第二項第六号ニに規定する当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

「項を加える。」

15 法第十一条の二第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（従属業務等）

第三十五条 法第十一条の六十六第二項第一号の主務省令で定める

ものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

- 一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 六 号を削る。」
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となつて

第三十五条 「同上」

- 一 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 二 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 四 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 五 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）
- 七 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 八 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 九 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となつてい

いる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等が行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、

る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等が行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若し

開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十一 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十二 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする農業協同組合連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

〔二十三～二十五 略〕

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とす

くは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十号に該当するものを除く。）

十九 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十一 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十二 他の事業者等のための不動産（原則として、自らを子会社とする農業協同組合連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

〔二十三～二十五 同上〕

2 〔同上〕

る。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあつては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

【イ・ロ 略】

ハ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下ハ、第五十七条の七第四号ニ(7)及び第五十七条の三十一の二十七第二項において同じ。）及び第五十七條の三十一の二十七第二項において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。以下ハ、第五十七條の七第四号ニ(7)及び第五十七條の三十一の二十七第二項において同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第五十七條の七第四号ニ(7)及び第五十七條の三十一の二十七第二項において同じ。）の業務（漁業協同組合にあつては同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六條第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合の業務（農業協同組合にあつては、法第十一条第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

【イ・ロ 同上】

ハ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六條第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 「略」

一の三 「略」

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

一の六 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

「一の七・一の八 略」

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務並びに同条第六項各号及び第二十四項各号に掲げる業務（同条第六

ニ 「同上」

一の三 「同上」

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除外。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

一の六 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

「一の七・一の八 同上」

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務並びに同条第六項各号及び第二十四項各号に掲げる業務（同条第六

項第八号及び第八号の二並びに第二十四項第二号に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三〇十二 略〕

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

〔イ〇二 略〕

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十四・十五 略〕

十五の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第五号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十六 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者

項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三〇十二 同上〕

十三 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

〔十四・十五 同上〕

十五の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第五号及び前二号に該当するものを除く。）

十五の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十六 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託

〔十七・十八 略〕

十九 主として法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十 主として法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務並びに計算受託業務

〔二十の二～二十三 略〕

二十四 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第二十一号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二十五・二十六 略〕

二十七 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する農業協同組合連合会（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合に限り、当該農業協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該農業協同組合連合会を含む。）又は当該業務を

〔十七・十八 同上〕

十九 主として法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十 主として法第十一条の六十六第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務並びに計算受託業務

〔二十の二～二十三 同上〕

二十四 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第二十一号及び前号に該当するものを除く。）

〔二十五・二十六 同上〕

二十七 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

営む会社の議決権を保有する農業協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該農業協同組合連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第七号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務を行う会社の議決権を保有する農業協同組合連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該農業協同組合連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあつては、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔二十九〜三十一 略〕

〔三・四 略〕

〔項を削る。〕

二十八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第七号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする農業協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合にあつては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔二十九〜三十一 同上〕

〔三・四 同上〕

5 法第十一条の六十六第二項第五号ハの主務省令で定めるものは

「項を削る。」

5 法第十一条の二第三項の規定は、第二項第二十七号及び第二十八号に規定する議決権について準用する。

(法第十一条の六十六第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十六条 法第十一条の六十六第三項において準用する法第十一条の六十四第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〕六 略〕

七 農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の六十六第一項第六号から第八号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 〔略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十八条 農業協同組合連合会は、法第十一条の六十六第四項の

、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

6 法第十一条の六十六第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

7 法第十一条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(法第十一条の六十六第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三十六条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 農業協同組合連合会の子会社である法第十一条の六十六第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 〔同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十八条 農業協同組合連合会は、法第十一条の六十六第四項の

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 当該農業協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該農業協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の六十六第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条並びに第五十八条第一項第九号及び第十号において同じ。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

「五・六 略」

2 「略」

3 前二項の規定は、法第十一条の六十六第五項ただし書の認可について準用する。

規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 当該農業協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る認可対象会社（法第十一条の六十六第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「同上」

「五・六 同上」

2 「同上」

3 前二項の規定は、法第十一条の六十六第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項の規定について準用する。

5 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第四十条 法第十一条の六十六第九項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面

〔二〇五 略〕

（農業協同組合連合会による農業協同組合連合会グループの経営管理の内容等）

第四十条の二 法第十一条の六十六の二第二項第一号に規定する方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 農業協同組合連合会グループ（法第十一条の六十六の二第一項に規定する農業協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係

4 第一項及び第二項の規定は、法第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

5 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第四十条 法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ書面

〔二〇五 同上〕

〔条を加える。〕

る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における農業協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第十一条の六十六の二第二項第三号の主務省令で定める体制は、当該農業協同組合連合会における当該農業協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第十一条の六十六の二第二項第四号の主務省令で定めるものは、当該農業協同組合連合会グループの再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における農業協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。）の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（法第十一条の六十七第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第四十一条 法第十一条の六十七第二項において準用する法第十一条の六十五第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

「一〇八 略」

（法第十一条の六十七第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第四十一条 「同上」

「一〇八 同上」

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条第十二項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項に規定する処分を行おうとするときに、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

〔2・3 略〕

(特例対象会社)

第四十四条 法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十八条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

〔イ・ロ 略〕

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条第十一項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとするときに、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

〔2・3 同上〕

(特例対象会社)

第四十四条 法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

〔イ・ロ 同上〕

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第三十四条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2 前項に規定する会社のほか、会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第四十一条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社に

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第三十五条第二項第十六号に掲げる業務を営む会社（当該農業協同組合連合会の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十七第四項の主務省令に定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社¹が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十七第四項の主務省令に定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

5 法第十一条の二第三項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であ

4 法第十一条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）である

ることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合及び所属組合から地域における人口の減少等に伴う当該所属組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合を除く。）。

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、特定信用事業代理業として行う法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ 所属組合が受け入れたその顧客の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれ

ことその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

れにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

(届出事項等)

第五十八条 法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(届出事項等)

第五十八条 「同上」

げる場合とする。

「一・二 略」

三 組合が第九条に規定する会社のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（組合の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四 「略」

「号を削る。」

五 「略」

「号を削る。」

六 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十七条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）

七 農業協同組合連合会又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて

「一・二 同上」

三 組合が第九条に規定する会社又は第十九条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四 「同上」

五 特殊関係者がその業務内容を変更することとなった場合

六 「同上」

七 農業協同組合連合会が前号に規定する子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

八 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）

九 農業協同組合連合会又はその子会社が、第四十一条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該農業協同組合連合会の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）
〔号を削る。〕

八 農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

九 農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する子会社対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）又は農業協同組合連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となった場合

十 農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する認可対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）又は農業協同組合連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に該当する場合を除く。）

十一・十二 略

十三〜十七 略

十八 略

5 第一項第八号に掲げる場合において、法第十一条の六十六第一

十 農業協同組合連合会又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十一 農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

十二 農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなった場合

〔号を加える。〕

十二の二・十二の三 同上

十三〜十七 同上

十八 同上

〔項を加える。〕

項第六号から第八号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第六号に規定する特定子会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第七号から第十号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

7 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第七号から第十号まで及び前二項に規定する議決権について準用する。

「項を加える。」

5 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第3号 (第57条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～5 略]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [略]

②媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農業

協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の7第

6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内

書すること。

[(2)～(4) 略]

別紙様式第4号 (第57条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

別紙様式第3号 (第57条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～5 同左]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [同左]

②媒介

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農業

協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の7第

1項第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒

介額を内書すること。

[(2)～(4) 同左]

別紙様式第4号 (第57条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

<p>主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [略]</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [略] ②媒介 [表略]</p> <p>(記載上の注意) [1～3 略]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [②～④ 略]</p>	<p>主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [同左]</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [同左] ②媒介 [同左]</p> <p>(記載上の注意) [1～3 同左]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の7第1項第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [②～④ 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 大蔵省 農林水産省 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会 社が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第七条 法第十一条の八第三項(法第十七条の十五第七項(法第八 十七条の三第二項(法第百条第一項において準用する場合を含む 。)、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場 合を含む。)、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第 一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十六 第五項、第二十七条第二十項、第三十二条第四項、第三十五条第 三項、第三十七条第五項及び第五十一条第七項において準用する 場合を含む。次項において同じ。))の規定により、組合、連合会 若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決 権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げ る株式又は持分(以下「株式等」という。))に係る議決権(法第 十一条の八第二項前段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項 及び第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する議 決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十 八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。))とする。</p> <p>一 連合会の子会社(法第十一条の八第二項(法第九十二条第一 項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合 を含む。))に規定する子会社をいう。以下同じ。))である証券 専門会社(法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項に</p>	<p>(組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会 社が有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第七条 法第十一条の八第三項(法第十七条の十五第七項(法第八 十七条の三第二項(法第百条第一項において準用する場合を含む 。)、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場 合を含む。)、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百条第 一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七 第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七 四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項に おいて同じ。))の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業 協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まないものと される主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以 下「株式等」という。))に係る議決権(法第十一条の八第二項前 段(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項に おいて準用する場合を含む。))に規定する議決権をいう。第三号 及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ (2)を除き、以下同じ。))とする。</p> <p>一 連合会の子会社である証券専門会社(法第八十七条の二第二 項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第二 十七条第二項において同じ。))に規定する証券専門会社をいう 。以下同じ。))が業務として所有する株式等</p>

において準用する場合を含む。第二十七条第二項において同じ。
（）に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）が業務として
所有する株式等

二 「略」

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九
十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「
投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、
組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員
が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使につい
て有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に
指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2〕4 略〕

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条 組合又は連合会は、法第十一条の十二第一項（法第九十二
条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する
場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等に対する情報の
提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条
において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面

二 「同上」

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九
十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下こ
の号及び第三十七条第一項第一号において「投資事業有限責任
組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取
得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使す
ることができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員
が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことが
できる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2〕4 同上〕

（貯金者等に対する情報の提供）

第八条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条
において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う

に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用以て行う貯金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

「イ〜ル 略」

〔五・六 略〕

〔2〜5 略〕

(貯金の受払事務の委託等)

第十二条 組合は、次の各号に掲げる貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（特定信用事業代理業者（法第七十七条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等を含む。）に特定信用事業代理業（法第六六条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。） 次に掲げる全ての措置

「イ〜ハ 略」

二 「略」

貯金者等の求めに応じた説明及びその交付

「イ〜ル 同上」

〔五・六 同上〕

〔2〜5 同上〕

(貯金の受払事務の委託等)

第十二条 「同上」

- 一 現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下この項及び第二十六条第一項第八号において「現金自動支払機等」という。）による貯金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この項において「現金自動支払機等受払事務」という。） 次に掲げる全ての措置

「イ〜ハ 同上」

二 「同上」

(地域の活性化等に資する事業)

第二十五条の四 法第八十七条第四項第十三号及び第九十七条第三項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業（当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業（次に掲げる事業を法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会が行う場合にあっては、同項第一号又は第二号の事業）に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないとともに、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等事業」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働

「条を加える。」

者派遣事業（経営相談等事業その他の当該連合会の行う事業に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第二十七条第十五項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該連合会が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う事業

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う事業

五 当該連合会の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う事業

（組合に類する者）

第二十五条の五 法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者とし

（組合に類する者）

第二十五条の四 法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者とし

て主務省令で定めるものは、当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。）の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

て主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。以下この条において同じ。）の組合集団（当該組合及びその子会社（法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）の集団をいう。次号において同じ。）

二 当該組合又は当該組合の組合集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会（連合会にあつては、当該連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株

会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。）を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第五十条の十三第二項を除き、以下同じ。）又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号(これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の二第二項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。次)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(連合会にあっては、組合のために行う場合を含む)。

- 一 他の事業者等のための不動産(原則として、自らを子会社とする組合若しくは連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は

令第十号)第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「同上」

- 一 他の事業者等のための不動産(原則として、自らを子会社とする組合若しくは連合会又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は

は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸

製本を行う業務

五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十二 他の事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付

付けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の二第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十四・二十五 略〕

2 法第十七条の十四第二項第三号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 前項第一号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる業務

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の二第二項第六号イ（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

〔二十四・二十五 同上〕

2 〔同上〕

一 前項第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる業務

〔二・三 略〕

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔イ・ロ 略〕

ハ 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次項第一号の二ハ、第五十条の七第四号二(7)及び第五十条の三十一の二十七第二項において同じ。）

又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次項第一号の二ハ、第五十条の七第四号二(7)及び第五十条の三十一の二十七第二項において同じ。）

〔二・三 同上〕

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務を除く。）とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあつては、次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

〔イ・ロ 同上〕

ハ 農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

業務（同法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

二 「略」

一の三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

「一の四〇七の二 略」

七の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

八 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（次項第十四号において「経営相談等業務」という。）

「九・十 略」

十一 主として法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十二 主として法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める

二 「同上」

一の三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

「一の四〇七の二 同上」

七の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

八 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務

「九・十 同上」

十一 主として法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十二 主として法第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める

金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔十三〇十五 略〕

4 法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔イ〇ニ 略〕

一の三 〔略〕

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金

金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔十三〇十五 同上〕

4 〔同上〕

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（組合にあつては、法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

〔イ〇ニ 同上〕

一の三 〔同上〕

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む金

融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二の二の四 略〕

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号、第七号の二及び第十三号並びに第九十七条第三項第七号、第七号の二及び第十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二の十三 略〕

十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式

融機関が営む同項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

〔二の二の四 同上〕

三 法第八十七条第四項各号及び第九十七条第三項各号に掲げる業務（法第八十七条第四項第七号及び第七号の二並びに第九十七条第三項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三の二の十三 同上〕

十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交

交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四 経営相談等業務

〔十五・十六 略〕

十七 主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号、次条第十五項第八号及び第四十条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二 主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔十七の三～二十 略〕

二十一 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔二十二・二十三 略〕

二十四 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（当該連合会が法第八十七条第六項の規定に

換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十四 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔十五・十六 同上〕

十七 主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二 主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

〔十七の三～二十 同上〕

二十一 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十八号及び前号に該当するものを除く。）

〔二十二・二十三 同上〕

二十四 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第八十七条の二第二項第六号（法

より同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合に限り、当該連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。

（又は当該業務を営む会社の議決権を保有する連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。

）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行又は法第八十七条の二第一項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務を行う会社の議決権を保有する連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該連合会を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う

第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合にあつては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

場合を除く。)にあっては、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。(

「二十六～二十八 略」

5|| 法第十一条の八第三項の規定は、前項第二十四号及び第二十五号に規定する議決権について準用する。

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 法第八十七条の二第一項第一号の二(法第百条第一項において準用する場合を含む。第一号及び第四項において同じ。

)の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会、その子会社(法第八十七条の二第一項第一号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他第四項に規定する者(次項第二号及び第十六項第二号イにおいて「当該連合会等」という。)の行う事業又は営む業務のために営むもの

- 二 前条第四項各号に掲げる業務(当該連合会が証券専門会社等(証券専門会社又は法第八十七条の二第一項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する証券仲介専門会社をいう。第十六項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては前条第四項第十八号から第二十二号までに掲げる業務を、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該連合会が法第八十七条第六項の規定によ

「二十六～二十八 同上」

「項を加える。」

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 法第八十七条の二第一項第一号の二(法第百条第一項において準用する場合を含む。第四項第一号において同じ。)の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

- 二 前条第四項各号に掲げる業務(同項第十八号から第二十二号までに掲げる業務については証券子会社等(法第八十七条の二第二項第五号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。)

り同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。)にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2 法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 前条第四項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項

2 法第八十七条の二第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 前条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

三 前条第四項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、同項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。)

第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。)にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を除く。)

3 法第八十七条の二第二項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一〇四 略〕

五 前条第四項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。)にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を除く。)

4 法第八十七条の二第二項第五号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、当該連合会(法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会に限る。以下この条において同じ。)の子会社等(当該連合会の子会社(法第八十七条の二第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)を除く。)とする。

〔号を削る。〕

3 法第八十七条の二第二項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第十四項第一号イにおいて同じ。)及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一〇四 同上〕

五 前条第四項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、同項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。)

4 法第八十七条の二第二項第五号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該連合会(法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一

「号を削る。」

「項を削る。」

項第二号の事業を行う連合会に限る。以下この条において同じ。
）の連合会集団（当該連合会及びその子会社の集団（特定子銀行（当該連合会の子会社のうち、法第八十七条の二第一項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は法第八十七条の二第一項第一号の二に掲げる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）及び当該連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該連合会又は当該連合会の連合会集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

5 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会（連合会にあっては、当該連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をも

5 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項

つて組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあっては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあっては、銀行に限る。）を含む。）

ニ 農業協同組合又は農業協同組合連合会（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ヘ 株式会社商工組合中央金庫

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

6 法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項及び第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又

に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
- イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

6 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外のものであって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

7 法第八十七条の二第一項第六号の二（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第二十条の二各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇ハ 略」

九 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときににおける当該連合会）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであって、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれる

外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第二十条の二各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社を含む。））、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〇ハ 同上」

「号を加える。」

ものに限る。)を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社
(当該連合会の子会社等以外の会社に限る。)

十 「略」

7 法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画(法第八十七条の二第一項第七号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

九 「同上」

8 法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画(法第八十七条の二第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

8

法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの
- ロ 当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの
- 二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その

- ニ 弁護士又は弁護士法人
 - ホ 公認会計士又は監査法人
 - ヘ 税理士又は税理士法人
 - ト 前条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連合会の子会社等（第六条に規定する者をいう。第四十二条の四第二項第二号及び第四十八条第三項を除き、以下同じ。）以外の会社に限る。）
- 「項を加える。」

他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第六項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第七号」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第八号」と読み替えるものとする。

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該連合会又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第八十七条の二第一項第六号」とあるのは、「第八十七条の二第一項第六号の二」と読み替えるものとする。
「項を加える。」

12 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（法第八十七条の二第一項第六号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。）がその取得した第五項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第六項に規定する会社若しくは第十項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第七号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該連合会に係る同項第

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第六項に規定する会社若しくは第九項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該連合会に係る同項第六号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準

八号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第七項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13 第六項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第七号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当

日における基準議決権の数（国内の会社（法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社をいう。第三十二条第一項第五号において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三十四条第一項第九号、第三十七条第三項及び第五十一条第一項第十一号において同じ。）の総株主等の議決権（法第十一条の八第二項前段（法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第七項及び第十項の規定にかかわらず、連合会又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該連合会に係る法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし

該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 略〕

14 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 前条第四項第十一号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

15 法第八十七条の二第一項第九号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係

、当該処分を行えば当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、当該連合会又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔一・二 同上〕

13 法第八十七条の二第一項第六号の主務省令で定めるものは、前条第四項第十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔項を加える。〕

子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業（当該連合会が法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会である場合にあつては、同項第一号又は第二号の事業）の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該連合会の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに

限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第六号から第九号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

16 法第八十七条の二第一項第十号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(同号に規定する持株会社をいう

14 法第八十七条の二第一項第七号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(同号に規定する持

。以下この項において同じ。）とする。

一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 前条第一項各号に掲げる業務であつて、当該連合会等の行う事業又は営む業務のために営むもの

ロ 前条第四項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十八号から

株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社（法第八十七条の二第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）

ロ 信託専門会社（法第八十七条の二第一項第四号（法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）

二 前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行及び信託専門会社を有しない場合に限る。）

第二十二号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する連合会が法第八十七条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合又は法第九十七条第五項の規定により同項第一号の事業を行う場合（当該連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては前条第四項第二十四号から第二十六号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

三 第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として信託兼営銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社を有しない場合に限る。）

四 法第八十七条の二第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第八十七条の二第二項第五号ハ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十七項において同じ。）に規定する当

〔号を削る。〕

17・18 〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

19 法第八十七条の二第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。第五十一条第一項第十号において同じ。）の主務省令

該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第八十七条の二第二項第六号ニ（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）に規定する当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15・16 〔同上〕

17 法第八十七条の二第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

18 法第八十七条の二第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

〔項を加える。〕

で定める会社は、第十五項に規定する会社とする。

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条 法第十七条の十四第三項本文（法第八十七条の二第三項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項及び第百条の三第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〕六 略〕

七 連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社による株式等の取得

八 「略」

2 「略」

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条 連合会は、法第八十七条の二第四項（同条第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び法第百条第一

19 法第十一条の八第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前二項に規定する議決権について準用する。

（法第十七条の十四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第二十八条 「同上」

〔一〕六 同上〕

七 連合会の子会社である法第八十七条の二第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 「同上」

2 「同上」

（連合会による認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十二条 連合会は、法第八十七条の二第四項（法第八十七条の二第六項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び

項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなればならない。

【一・二 略】

三 当該連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 【略】

四 当該認可に係る認可対象会社(法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条並びに第五十一条第一項第十号及び第十一号において同じ。)に関する次に掲げる書面

【イ・ロ 略】

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 【略】

【五・六 略】

2 【略】

3 前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の認可について準用する

第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

【一・二 同上】

三 【同上】

イ 当該連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 【同上】

四 当該認可に係る認可対象会社(法第八十七条の二第四項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書面

【イ・ロ 同上】

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計画書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 【同上】

【五・六 同上】

2 【同上】

3 前二項の規定は、法第八十七条の二第五項ただし書(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可につい

。 4 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）
第三十三条 法第八十七条の二第九項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

「一〇五 略」

（連合会による連合会グループの経営管理の内容等）

第三十三条の二 法第八十七条の二の二第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方針として主務省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 連合会グループ（法第八十七条の二の二第一項に規定する漁業協同組合連合会グループ（法第百条第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、水産加工業協同組合連合会グループ）をいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

て準用する。

4 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（連合会における子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）
第三十三条 法第八十七条の二第八項（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十七条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

「一〇五 同上」

「条を加える。」

二 災害その他の事象が発生した場合における連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第八十七条の二の二第二項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める体制は、当該連合会における当該連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第八十七条の二の二第二項第四号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、当該連合会グループの再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における連合会グループの経営の再建のための計画をいう。）の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条 法第十七条の十五第二項（法第八十七条の三第二項（第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十六條において同じ。）、第九十六条第一項及び第百一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（法第十七条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三十四条 「同上」

「二〇八 略」

九 連合会にあっては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十二項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項に規定する処分を行おうとするとき、共済水産業協同組合連合会にあっては規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「略」

「2・3 略」

(特例対象会社)

第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十一条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他

「二〇八 同上」

九 連合会にあっては新規事業分野開拓会社等の議決権について第二十七条第十一項に規定する処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとするとき、共済水産業協同組合連合会にあっては規則第八十七条第三項に規定する新規事業分野開拓会社の議決権について同項に規定する処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 「同上」

「2・3 同上」

(特例対象会社)

第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社）に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他

の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第二十七条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2 前項に規定する会社のほか、会社（連合会の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第三十四条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していても、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該連合会に係る法第八十七条の三第四項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事

の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第二十六条第三項第八号に掲げる業務を営む会社（当該連合会の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業

業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該連合会に係る法第八十七条の三第四項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第八十七条の三第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第十一条の八第三項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該連合会に係る法第八十七条の三第四項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第八十七条の三第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、当該連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十一条の八第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請)

第三十八条 組合又は連合会を代表する理事(経営管理委員設置組合(法第三十四条の二第四項(法第九十二条第三項において準用する場合を含む。))に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下この項において同じ。))を代表する理事を除く。))並びに当該組合又は当該連合会の常務に従事する役員(経営管理委員設置組合の理事及び経営管理委員を除く。))及び参事は、法第三十四条の五第一項ただし書(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定により他の組合若しくは連合会又は法人(第四号において「他の組合等」という。))の常務に従事し、又は事業を営むことについて行政庁の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合又は当該連合会を経由して行政庁に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書(これらに類する書面を含む。))その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

(役員等の兼職又は兼業の認可の申請)

第三十八条 組合又は連合会を代表する理事(経営管理委員設置組合(法第三十四条の二第四項(法第九十二条第三項において準用する場合を含む。))に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下この条において同じ。))を代表する理事を除く。))並びに当該組合又は当該連合会の常務に従事する役員(経営管理委員設置組合の理事及び経営管理委員を除く。))及び参事は、法第三十四条の五第一項ただし書(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定により他の組合若しくは連合会又は法人(以下この条において「他の組合等」という。))の常務に従事し、又は事業を営むことについて行政庁の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合又は当該連合会を経由して行政庁に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 他の組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

〔五〇七 略〕

2 前項の規定による組合又は連合会に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第六十六条第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸

〔五〇七 同上〕

〔項を加える。〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 特定信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸

付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合及び所属組合から地域における人口の減少等に伴う当該所属組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて特定信用事業代理業を行う場合を除く。)

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、特定信用事業代理業として行ふ法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあっては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。)

イ 所属組合が受け入れたその顧客の貯金等又は国債を担保と

付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。)

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行ふ法第百六条第二項第一号及び第三号に掲げる行為(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行ふ契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行ふ貸付契

して行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(届出事項等)

第五十一条 法第二百二十六条第十二号の主務省令(倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 第六条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(組合又は連合会の子会社であるものに限る。))の子法人等又は関連法人等を除く。
。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

四 「略」

〔号を削る。〕

五 「略」

〔号を削る。〕

六 その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更(変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(組合にあっては法第二百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったこと

(届出事項等)

第五十一条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 第六条各号に掲げる者又は第十七条に規定する者のいずれかに該当する者(次号及び第五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合

四 「同上」

五 特殊関係者がその業務内容を変更することとなった場合

六 「同上」

七 前号に規定する子会社の議決権を取得し、又は保有することとなった場合

八 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(組合にあっては法第二百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならぬとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならぬもの、連合会にあっては同条第七号の規定により子会社でなくなったこと

とについて同号の届出をしなければならないもの、連合会にあつては同条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないものを除く。）

七 組合若しくは連合会又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該組合又は当該連合会の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）
「号を削る。」

八 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなつた場合

九 組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該組合の子会社を除く。）又は組合の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）がその業務内容を変更することとなつた場合

十 連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該連合会の子会社を除く

について同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならないものを除く。）

九 組合若しくは連合会又はその子会社が、第三十四条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 組合若しくは連合会又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十一 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなつた場合

十二 組合若しくは連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなつた場合

「号を加える。」

。又は連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となった場合

十一 連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該組合又は当該連合会の子会社を除く。）又は連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に該当する場合を除く。）

十二 「略」

十三 外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

「イ〜ハ 略」

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。ホにおいて同じ。）の廃止をした場合

「ホ・ヘ 略」

十四〜十九 「略」

2 前項第十七号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜五 略」

3 第一項第十七号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、

「号を加える。」

十三 「同上」

十四 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

「ホ・ヘ 同上」

十五〜二十 「同上」

2 前項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〜五 同上」

3 第一項第十八号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、

当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

4 組合又は連合会は、第一項第十八号又は第十九号に掲げる場合において法第二百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

〔一〜三 略〕

5 第一項第八号に掲げる場合において、法第八十七条の二第一項第六号から第八号まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、法第八十七条の二第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第七号から第十一号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

7 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第七号から第十一号まで及び前二項に規定する議決権について準用する。

当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

4 組合又は連合会は、第一項第十九号又は第二十号に掲げる場合において法第二百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

〔一〜三 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

5 法第十一条の八第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第3号 (第50条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～5 略]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [略]

②媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

[(2)～(4) 略]

別紙様式第4号 (第50条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

別紙様式第3号 (第50条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～5 同左]

6 特定信用事業代理業の実施状況

(1) 貸出金関係

① [同左]

②媒介

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第1項第3号A(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

[(2)～(4) 同左]

別紙様式第4号 (第50条の25第1項関係) (日本産業規格A4)

特定信用事業代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

<p>主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [略]</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [略] ②媒介 [表略] (記載上の注意) [1～3 略]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。</p> <p>[2)～(4) 略]</p>	<p>主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [同左]</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 特定信用事業代理業の実施状況 (1) 貸出金関係 ① [同左] ②媒介 [同左] (記載上の注意) [1～3 同左]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の7第1項第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。</p> <p>[2)～(4) 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係)</p> <p>第三十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介</p> <p>イ 前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業(次に掲げる業務又は事業を除く。)</p> <p>〔1〕(3) 略〕</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業</p> <p>(5) 「略」</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>4 「略」</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係)</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔1〕(3) 同上〕</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業</p> <p>(5) 「同上」</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等</p>

第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

「略」	第十七条の二第四項第一号	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
	第十七条の二第五項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める要件
	第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十四号に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第五項の規定を準用する場合
	第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
	第十七条の二第十一項	銀行法施行規則第十七条の二第八項の規定を準用する場合

第三十五条 「同上」

「同上」	第十七条の二第四項第二号及び第四号（ハを除く。）並びに第五項	銀行法第十六条の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの
	第十七条の二第六項	銀行法第十六条の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の二第七項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める会社
	第十七条の二第八項	銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する主務省令で定める要件
「項を加える。」	第十七条の二第九項	銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合
	第十七条の二第十項	銀行法施行規則第十七条の二第七項の規定を準用する場合
「項を加える。」		

			第十七条の二第十 二項	銀行法施行規則第十七条の二第五項、第 六項及び第八項から第十一項までの規定 を準用する場合
			第十七条の二第十 三項	銀行法施行規則第十七条の二第六項及び 第十項の規定を準用する場合
			第十七条の二第十 四項	銀行法第十六条の二第二項第十二号に規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の二第十 五項	銀行法第十六条の二第二項第十六号に規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の二第十 六項	銀行法施行規則第十七条の二第六項第九 号、第七項、第九項から第十三項まで及 び第十五項第二号ロの規定を準用する場 合
	「項を削る。」	「略」	第十七条の三第六 項	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三 十五号及び第三十六号の規定を準用する 場合
	「項を削る。」			
	「項を削る。」			

			第十七条の二第十 一項	銀行法施行規則第十七条の二第六項、第 七項、第九項及び第十項の規定を準用す る場合
			第十七条の二第十二 項	銀行法施行規則第十七条の二第七項及び 第十項の規定を準用する場合
			第十七条の二第十三 項	銀行法第十六条の二第二項第十二号に規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の二第十四 項（第六号を除く。）	銀行法第十六条の二第二項第十三号に規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の二第十五 項	銀行法施行規則第十七条の二第八項、第 九項、第十項、第十一項及び第十二項の 規定を準用する場合
		「同上」	第十七条の三第六 項	銀行法第十六条の二第二項第六号ハに規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の三第八 項	銀行法第十六条の二第二項第八号ニに規 定する主務省令で定めるもの
			第十七条の三第九 項	銀行法施行規則第十七条の三第六項及び 第八項の規定を準用する場合におけるこ れらの規定に規定する者が保有する議決

「略」	第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由						
「略」	第十七条の四第四項	銀行法第十六条の二第十二項本文に規定する主務省令で定める事由						
「略」	第十七条の四第五項	銀行法第十六条の二第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由						
「略」	第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定めるもの						
「略」	第十七条の四の三	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定める会社						
「略」	第十七条の五（第一項第二号ハ及びニ、第四項から第八項まで並びに第十項を除く。）	子会社対象銀行等を子会社とすることに ついでに認可の申請等						
「略」	第十七条の七の三 第一項から第三項 まで	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社						
「略」	第十七条の七の三 第四項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社						

「同上」	第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第八項に規定する主務省令で定める事由						権
「項を加える。」								
「項を加える。」								
「項を加える。」	第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第七項に規定する主務省令で定めるもの						
「項を加える。」								
「同上」	第十七条の七の三 第一項及び第二項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める会社						
「同上」	第十七条の七の三 第三項	銀行法第十六条の四第八項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社						

第十七条の七の三 第五項	銀行法施行規則第十七条の七の三第二項 から第四項までの規定を準用する場合
<p>〔略〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第四号及び第五号、第七項第四号並びに第八項第四号を除く。）</p>	<p>〔略〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第一項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁</p>	

第十七条の七の三第 四項	銀行法施行規則第十七条の七の三第二項 及び第三項の規定を準用する場合
<p>〔同上〕</p> <p>第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>	<p>〔同上〕</p> <p>銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>2 〔同上〕</p>	

長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十四項 第十七条の二 第十二項</p>	<p>14 法第十六条の二 第一項第十二号に 規定する内閣府令 で定めるものは、 次に掲げる業務及</p>	<p>百分の五を</p>	<p>事業者等</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
				<p>読み替える字句</p>	<p>事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十四項 第十七条の二 第十二項</p>	<p>14 法第十六条の二 第一項第十二号に 規定する主務省令 で定めるものは、 次に掲げる業務及</p>	<p>百分の十を</p>	<p>事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
				<p>読み替える字句</p>	<p>事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）</p>

<p>第十七条の二 第十一項</p>	<p>百分の五を</p>	<p>百分の十を</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>読み替える銀行法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
				<p>読み替える字句</p>	<p>「同上」</p>

びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 次条第二項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 次条第二項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14
の2 再編強化法

附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第十六條の二第一項第十五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項において「障害者雇用促進法」という。）第四十四條第一項、第四十五條第一項若しくは第四十五條の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ

障害者雇用促進法
第四十四条第一項
、第四十五条第一
項又は第四十五条
の二第一項に規定
する子会社、関係
会社又は関係子会
社をいう。）とす
る。

一 専ら情報通信
技術を活用した
当該特定承継会
社の営む銀行法
第二条第二項に
規定する銀行業
の高度化若しく
は当該特定承継
会社の利用者の
利便の向上に資
する業務又はこ
れに資すると見
込まれる業務（
次号に掲げる業

務に該当するもの
を除く。）

二 特定の地域に
おいて生産され
、若しくは提供
される商品又は
提供される役務
の提供を行う業
務であつて、当
該特定承継会社
の業務の健全か
つ適切な運営に
支障を来す著し
いおそれがない
もの

三 高度の専門的
な能力を有する
人材その他の当
該特定承継会社
の利用者である
事業者等の経営
の改善に寄与す
る人材に係る労

働者派遣事業の
適正な運営の確
保及び派遣労働
者の保護等に関
する法律（昭和
六十年法律第八
十八号）第二条
第三号に規定す
る労働者派遣事
業（他の事業者
等の経営に関す
る相談の実施、
当該他の事業者
等の業務に関連
する事業者等又
は顧客の紹介そ
の他の必要な情
報の提供及び助
言並びにこれら
に関連する事務
の受託その他の
当該特定承継会
社の営む業務に

関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。 ）が常時雇用される労働者でないものに限る。

四 他の事業者等

のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該特定承継会社若

しくはその子会社
が単独で若しくは
他の事業者等と
共同して設計し、
若しくは作成し、
開発したシステム
又はこれに準ずる
ものに係るものに限
る。又はプログラム
の設計、作成、販売
（プログラムの販売
に伴い必要となる
附属機器の販売を
含む。）若しくは
保守（当該特定
承継会社若しくは
その子会社が単
独で若しくは
他の事業者等と
共同して設計し、
若しくは作成

-
-
-
- したプログラム
又はこれに準ず
るものに係るも
のに限る。)を
行う業務(第一
号に掲げる業務
に該当するもの
を除く。)
- 五 他の事業者等
の業務に関する
広告、宣伝、調
査、情報の分析
又は情報の提供
を行う業務
- 六 他の事業者等
の現金自動支払
機等の保守、点
検その他の管理
を行う業務
- 七 成年後見制度
に係る相談の実
施、成年後見人
等(成年後見制
-
-

度の利用の促進
に関する法律（
平成二十八年法
律第二十九号）
第二条第一項に
規定する成年後
見人等をいう。
以下この号にお
いて同じ。）の
事務の支援その
他成年後見人等
の事務を行う業
務

八 前各号に掲げ
る業務に関し必
要となる業務で
あつて、子会社
対象会社（銀行
法第十六条の二
第一項に規定す
る子会社対象会
社をいい、同項
第十二号から第

<p>第十七条の三 第二項第二号 の三</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第十七条の二 第十五項第一 号</p>	
<p>電子決済等代行業</p>		<p>一 次に掲げる会社 のいずれかを子会 社とする持株会社 イ 銀行 ロ 長期信用銀行 ハ 保険会社 ニ 少額短期保険 業者</p>	
<p>農業協同組合法第九 十二条の五の二第二 項に規定する特定信 用事業電子決済等代 行業に係る業務又は 当該業務と併せ営む 電子決済等代行業</p>		<p>一 信託兼営銀行を 子会社とする持株 会社</p>	<p>十五号までに掲 げる会社を除く 。）が営むこと ができるもの 九 前各号に掲げ る業務に附帯す る業務</p>
<p>第十七条の三 第二項第二号 の三</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	
<p>電子決済等代行業</p>			
<p>農業協同組合法第九 十二条の五の二第二 項に規定する特定信 用事業電子決済等代 行業に係る業務又は 当該業務と併せ営む 電子決済等代行業</p>			

第十七条の五 第二項		第一項	「略」	第十七条の三 第二項第十五号
金融庁長官	金融庁長官	いい、同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く		経営相談等業務
農林水産大臣及び金融庁長官等	農林水産大臣及び金融庁長官等	いう		他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託
第十七条の五 第二項並びに 第十七条の七		第一項	「同上」	「項を加える。」
金融庁長官	金融庁長官	いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く		
農林水産大臣及び金融庁長官等	農林水産大臣及び金融庁長官等	いう		

<p>第十七条の七 第一項及び第</p>		<p>第三項 第十七条の五</p>
<p>金融庁長官</p>	<p>認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条、第五章及び第三十五条第一項において「他業銀行業高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）</p>	<p>認可</p>
<p>農林水産大臣及び金融庁長官等</p>		<p>第一項及び第二項</p>
<p>「項を加える。」</p>		<p>「項を加える。」</p>

二項			
〔略〕	第十七条の七の三第三項及び第四項	百分の五	百分の十
〔略〕	第二十二條第一項第十一号	いい、銀行業高度化等会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く	いう
〔略〕	〔項を削る。〕		
〔略〕			

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	第十七条の七の三第二項及び第三項	百分の五	百分の十
〔同上〕	第二十二條第一項第十一号	いい、銀行業高度化等会社を除く	いう
〔同上〕	第三十五条第一項第十二号	（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権	の議決権
〔同上〕			

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十六条 〔同上〕

「項を削る。」	「略」	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第六項第八号	又は令第四十五条各号に掲げる者	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令	「同上」	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第七項第八号	又は令第四十五条各号に掲げる者	、令第四十五条各号に掲げる者又は特定承継会社	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社（再編強化法附則第二十六	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）			

「項を削る。」	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第四項第一号の二	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び 特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）の業務

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	「項を加える。」	次に掲げる者	次に掲げる業務及び 特定承継会社の業務	令第二十五条の四第二項第一号
		次に掲げる者並びに 特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）	次に掲げる業務及び 特定承継会社の業務	条第一項に規定する 特定承継会社をいう 。以下同じ。）及び その子会社（銀行に限る。）

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第六項第八号	又は令第二十四条の二各号に掲げる者	、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社
	「同上」	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第八号	又は令第二十四条の二各号に掲げる者	、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所 の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合す るかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保 に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の 自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規 定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号） 内閣府 農林水産省</p> <p>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲 げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表 のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びそ の子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。 次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第 百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一 条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる 表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレ バレッジ非対象区分に該当するものであること。</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保 に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の 自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規 定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号） 内閣府 農林水産省</p> <p>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲 げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表 のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びそ の子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。 次条、第九十五条第六項第二号ト、第百条、第百条の二及び第 百四条の二第一項第二号トにおいて同じ。）の自己資本の充実 の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同 項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三 号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであるこ と。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)

第十三条 法第二十四条第五項(法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第一百条第十一項、第一百条の二第五項、第一百四十三条第三項、第一百四十四条の二第五項及び第一百五十一条第八項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権(法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。)とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号、第九十五条第七項第一号及び第一百四十四条の二第一項第一号)において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

〔四〇六 略〕

〔二〇四 略〕

(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)

第十三条 法第二十四条第五項(法第七十三条第八項、令第七条第五項並びに第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第一百条第六項、第一百四十三条第三項、第一百四十四条の二第四項及び第一百五十一条第六項)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権(法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。)とする。

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号及び第一百四十四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

〔四〇六 同上〕

〔二〇四 同上〕

(付随業務)

第五十八条 「略」

2 「略」

3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、次に掲げる外国銀行（同項第十号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

一 農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としてい
る外国銀行

イ 法第七十二条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とすることの認可

ロ 法第七十二条第五項ただし書の認可

二 「略」

〔4〕9 略

10 法第五十四条第四項第二十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む同条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営

(付随業務)

第五十八条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

イ 法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第七項に規定する認可対象会社をいう。第百条及び第百一条において同じ。）を子会社とすることの認可

ロ 法第七十二条第八項ただし書の規定による認可

二 「同上」

〔4〕9 同上

〔項を加える。〕

資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちに於いても、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の農林中央金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の農林中央金庫の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第九十九条の二第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（農林中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプロ

プログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（農林中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 農林中央金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（預金者等に対する情報の提供）

第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用以て行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

〔イ〕ル 略〕

〔五〕六 略〕

〔2〕5 略〕

（預金者等に対する情報の提供）

第六十条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

〔イ〕ル 同上〕

〔五〕六 同上〕

〔2〕5 同上〕

(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)

第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十三条の二各号に掲げる行為

〔二〕六 略〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 法第七十二条第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫、その子会社(法第七十二条第一項第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。)その他次条に規定する者(次項第二号及び第十四項第二号イにおいて「農林中央金庫等」という。)の営む業務のために営むもの

二 第九十七条第二項各号に掲げる業務(農林中央金庫が証券専門会社等(証券専門会社、法第七十二条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十四項第二号ロにおいて同じ。)を子会社としていない場合にあつては第九十七条第二項第三号から第三十四号までに掲げる業務を、農林中央金庫が信託専門会社等(法第七十二条第一項第一号に規定する信託兼営銀行(以下「信託兼営銀行」という。)、同項第四号に規定する信託専門会社又は信託業

(特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為)

第八十五条の二十七の二 〔同上〕

一 第八十五条各号に掲げる行為

〔二〕六 同上〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔同上〕

一 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第九十七条第二項各号に掲げる業務(同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務については証券子会社等(法第七十二条第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等(法第七十二条第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。)を有する場合に限る。)

(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合(農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 「略」

二 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫等の営む業務のために営むもの

三 第九十七条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等を子会社

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 「同上」

二 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第九十七条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十

としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

3 法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

〔一〇四 略〕

5 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等を子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下

七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

5 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する会社とする。

この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

- 一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
- イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額
- ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

「号を削る。」

「号を削る。」

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、銀行等（銀行又は令第四十四条各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二十条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、銀行等（銀行又は令第四十四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二十条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等

險会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 当該会社に対する金銭債権を有する農林中央金庫又は銀行等（当該農林中央金庫又は銀行等がない場合にあっては、農林中央金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときににおける農林中央金庫）及び次のいずれかに該当するものが関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

「号を加える。」

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社
(農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。)

十 「略」

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社)に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 農林中央金庫又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該農林中央金庫又は銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画(法第七十二条第一項第十号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

九 「同上」

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画(法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社(農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。)

7 法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、金融

商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八條第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、農林中央金庫又はその子会社

「項を加える。」

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第九十八條第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式

の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(法第七十二条第一項第九号に規定する特定子会社をいう。以下同じ。)がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。)、又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)の議決

等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第九号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

9 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十一項に規定する会社をいう。以下同じ。)がその取得した第四項に規定する会社若しくは第七項の規定に該当する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)、又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。)、の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権があつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその

権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項にお

取得の日から五年を経過する日）をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。以下同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日か

いて同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第五項及び第九項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 略」

13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

ら処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「一・二 同上」

11 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第二十号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を

一 第九十七条第二項第二十号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第七十二条第一項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。

一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社

専ら営む会社とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

12 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号及び第五号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社（法第七十二条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）又は同項第六号に掲げる会社

ロ 信託専門会社（法第七十二条第一項第四号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）又は同項第七号に掲げる会社

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫等の営む業務のために営むもの

ロ 第九十七条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等の子会社としていない場合にあつては同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等の子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（農林中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

二 前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

三 第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

四 法第七十二条第一項第一号の二、第三号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する

「号を削る。」

「号を削る。」

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条 法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社等（農林中央金庫の子会社（同項第一号

業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第七十二条第二項第五号ハに規定する農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第九十七条第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第七十二条第二項第六号ニに規定する農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第九十七条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13 法第二十四条第五項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条 法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

一 農林中央金庫の農林中央金庫集団（農林中央金庫及びその子会社の集団（特定子銀行（農林中央金庫の子会社のうち、法第七十二条第一項第一号、第一号の二又は第五号に掲げる会社をいう。以下この号において同じ。）及び農林中央金庫の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 農林中央金庫又は農林中央金庫集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会又は当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあっては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあっては、銀行に限

る。)を含む。)

ハ 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。))を含む。)

ニ 漁業協同組合(水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)、又は水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあっては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。))を含む。)

ホ 株式会社商工組合中央金庫

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行(当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。)及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株子会

(従属業務等)

第九十七条 法第七十二条第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者等のための不動産（原則として、農林中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

(従属業務等)

第九十七条 「同上」

一 他の事業者等のための不動産（原則として、農林中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行

-
- 七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
 - 八 他事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
 - 九 他事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
 - 十 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他事業者等のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
 - 十一 他事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
 - 十二 他事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
 - 十三 他事業者等の事務に係る計算を行う業務
 - 十四 他事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
-

- う業務（第十号に該当するものを除く。）
 - 八 他事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
 - 九 他事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
 - 十 他事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
 - 十一 他事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
 - 十二 他事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
 - 十三 他事業者の事務に係る計算を行う業務
 - 十四 他事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
-

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十五 略〕

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

〔二十三～二十五 同上〕

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲

げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一 農林中央金庫の業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

二 次に掲げる業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「イ〜ハ 略」

ニ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下ニ、第二百二十三条第四号ニ(8)及び第四百七条の十六の十八第二項において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第二百二十三条第四号ニ(8)及び第四百七条の十六の十八第二項において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下ニ、第二百二十三条第四号ニ(8)及び第四百七条の十六の十八第二項において同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第二百二十三条第四号ニ(8)及び第四百七条の十六の十八第二項において同じ。）の業務（漁業協同組合にあつては同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

〔三・四 略〕

2 「同上」

一 農林中央金庫の業務（第五号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

二 次に掲げる業務（第五号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

「イ〜ハ 同上」

ニ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

〔三・四 同上〕

五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

七 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔七の二・七の三 略〕

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号、第十号の二、第二十号及び第二十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔九〇二十三 略〕

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十

五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

七 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号及び第二号に掲げる業務を除く。）

〔七の二・七の三 同上〕

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号、第十号の二及び第二十号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔九〇二十三 同上〕

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十

二年政令第四百八十号) 第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十四 経営相談等業務

〔二十五・二十六 略〕

二十七 主として子会社対象会社(法第七十二条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十八 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラム^レの設計、作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務並びに計算受託業務

〔二十九・三十二 略〕

三十三 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第三十号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

三十四 〔略〕

二年政令第四百八十号) 第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十四 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

〔二十五・二十六 同上〕

二十七 主として子会社対象会社(法第七十二条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十八 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラム^レの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務並びに計算受託業務

〔二十九・三十二 同上〕

三十三 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第三十号及び前号に該当するものを除く。)

三十四 〔同上〕

三十五 財産の管理に関する業務のうち、第八号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該財産の管理に関する業務を営む会社の議決権を保有する農林中央金庫（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合に限り、農林中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する農林中央金庫（その子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務を行う会社の議決権を保有する農林中央金庫（その子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては、当該信託専門会社

三十五 財産の管理に関する業務のうち、第八号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする農林中央金庫の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合にあつては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

〔三十七～三十九 略〕

〔3・4 略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

5 法第二十四条第五項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第九十八条 法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一～六 略〕

七 農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社による株式等の取得

八 〔略〕

2 〔略〕

〔三十七～三十九 同上〕

〔3・4 同上〕

5 法第七十二条第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

6 法第七十二条第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

7 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第九十八条 〔同上〕

〔一～六 同上〕

七 農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 〔同上〕

2 〔同上〕

3 法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第七十二条第十二項本文の主務省令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第七十二条第十二項ただし書の主務省令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

〔一〕三 略〕

(一定の業務高度化等会社)

第九十九条の二 法第七十二条第四項及び第十三項の主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社(外国の会社を除く。)
。又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。)
。第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。)とする。

3 法第七十二条第八項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第七項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

〔一〕三 同上〕

〔条を加える。〕

-
- 一 専ら情報通信技術を活用した農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
 - 三 高度の専門的な能力を有する人材その他の農林中央金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の農林中央金庫の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
 - 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（農林中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（農林中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げ
-

る業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第七十二条第一項第九号から第十二号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号、第十六号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第四項の規定による認可対象会社（同条第一項第十二号に掲げる会社（第九十九条の二に規

「条を加える。」

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化

定する会社を除く。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書(これらに類する書面を含む。)その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る認可対象会社(当該認可対象会社を子会社とする法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。)に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

〔五・六 略〕

2

〔略〕

3 前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の認可(農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得

等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 同上〕

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

〔五・六 同上〕

2

〔同上〕

3 農林中央金庫は、法第七十二条第五項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承

し、又は保有することとなった同条第一項第十二号に掲げる会社（第九十九条の二に規定する会社及び外国の会社を除く。第九項、次条及び第五十条第一項において「他業業務高度化等会社」という。）の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び法第七十二条第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

4 農林中央金庫は、法第七十二条第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容を記載した書面

認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、

財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業
務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を
引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準
用する。

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を
含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

三 其他法第七十二条第八項の承認に係る審査をするため参考
となるべき事項を記載した書面

5 農林中央金庫は、法第七十二条第十項の規定による延長を申請
しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して農
林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の
保有に関する方針を記載した書面

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次
に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、
財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を
含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 其他法第七十二条第十項の規定による延長に係る審査をす

「項を加える。」

るため参考となるべき事項を記載した書面

6 農林中央金庫は、法第七十二条第十一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣

及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

〔項を加える。〕

(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

二 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

7 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 農林中央金庫及びその子会社等(当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。)の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が

〔項を加える。〕

良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

七 農林中央金庫が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第七十二条第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。）の確保その他の事情に照らして、農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第七十二条第十二項ただし書の認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第十三項において準用する同条第四項の認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第七十二条第十四項の承認について準用する。

11 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号及び第二項第一号（これらの規定を第三項及び第九項において準用する場合を含む。）第三項、第五項第二号並びに第六項第五号及び第七項第一号（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社（法第七十二条第一項第十二号に掲げる会社をいう。以下この条及び第五十条第一項第十五号において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務

「項を加える。」

6 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが

、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 「略」

四 当該認可に係る他業業務高度化等会社又は外国の業務高度化等会社（次項において「他業業務高度化等会社等」という。）に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 略」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 「略」

五 農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「略」

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る他業業務高度化等会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額で

できる書面

ロ 「同上」

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

「イ・ロ 同上」

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 「同上」

五 当該認可に係る農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 「同上」

2 「同上」

一 農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であるこ

あること。

二 当該申請に係る他業務高度化等会社等に対する出資が全額毀損した場合であっても、農林中央金庫及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「略」

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業務高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の

と。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、農林中央金庫及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 「同上」

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準

議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 農林中央金庫又は当該認可に係る他業務高度化等会社等の顧客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該他業務高度化等会社等の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業務高度化等会社等の業務に係る取引の条件若しくは実施については不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 農林中央金庫又は当該認可に係る他業務高度化等会社等が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該他業務高度化等会社等が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第十三項において準用する同条第四項の認可（他業務高度化等会社に該当する子会

議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施については不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する

社としようとすることについての認可に限る。)及び同条第十六項の認可について準用する。

5 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号(これらの規定を前二項において準用する場合を含む。)並びに第三項に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第一百一条 法第七十二条第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書面を含む。)その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 法第七十二条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)

二 法第七十二条第五項ただし書

三 法第七十二条第八項

四 法第七十二条第十一項

五 法第七十二条第十二項ただし書

六 法第七十二条第十四項

子会社としようとすることについての認可に限る。)及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第一百一条 法第七十二条第十二項の規定による総会への報告は、農林中央金庫が同条第七項の認可を受けて議決権を有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

(従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一〇八 略〕

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第十一項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

〔十・十一 略〕

〔2・3 略〕

(特例対象会社)

第二百四条の二 法第七十三条第八項の主務省令で定める会社は、次

(従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出)

第二百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二百三条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第九項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権について同条第十項に規定する処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

〔十・十一 同上〕

〔2・3 同上〕

(特例対象会社)

第二百四条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次

の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十條第一項第二十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第九十五條第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2

前項に規定する会社のほか、会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第三百三條第一項第一号又は第二号に掲げる事由によら

の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「同上」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七條第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

ず取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十三条第八項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十三条第八項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第七十三条第八項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十三条第九項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第七十三条第九項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、農林中央金庫又はその

を保有する会社（農林中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第二十四条第五項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〇五 略〕

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決

子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決

められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合及び農林中央金庫から地域における人口の減少等に伴う農林中央金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合を除く。)

〔二・ホ 略〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること(その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。)

イ 農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。)であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。)

〔二・ホ 同上〕

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、農林中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、農林中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

(届出事項)

第五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十六号に該当する場合を除く。）

〔二〇七 略〕

- 八 農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十六号及び第三十七号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九 「略」

- 十 第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が

(届出事項)

第五十条 「同上」

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十一号の二に該当する場合を除く。）

〔二〇七 同上〕

- 八 農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九 「同上」

- 十 第五十九条又は第七十五条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十一 「略」

「号を削る。」

十二・十三 「略」

十四 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。）とした場合（法第七十二条第十九項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

十五 法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社又は同項の認可を受けて農林中央金庫が子会社として外国の業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（第十号及び前号に該当する場合を除く。）

十六 子会社対象会社以外の外国の会社（法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において

十一 「同上」

十二 その特殊関係者が、その業務内容を変更することとなった場合

十三・十四 「同上」

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第七十二条第十三項第一号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

「号を加える。」

十五の二 法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合

て準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社
対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同
条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

十七 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法
第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び第十四号に該当
する場合を除く。）

〔号を削る。〕

十八 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の
子会社を除く。）が、名称、本店若しくは主たる営業所若しく
は事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな
場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法
第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び次号に該当する
場合を除く。）

十九 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数
を超えて保有する他業務高度化等会社の議決権のうちその基
準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

二十 法第七十二条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合
（同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

〔号を加える。〕

十六 その子会社の議決権を取得し、又は保有することとなった
場合

十七 その子会社が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは
事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場
合（法第七十二条第十三項第二号に掲げる場合を除く。）

十七の二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決
権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基
準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十七の三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決
権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店
若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し
、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

〔号を加える。〕

二十一 農林中央金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該他の会社が農林中央金庫の子会社又は特殊関係者となつた場合を除く。）

〔号を削る。〕

二十二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた国内の会社の議決権のうち、その基準議決権数を超える部分の議決権を有しないこととなつた場合

二十三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する子会社対象会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となつたことを知つた場合

二十四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となつたことを知つた場合（前号に該当する場合を除く。）

十八 農林中央金庫又はその子会社が、第百三条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十九 農林中央金庫又はその子会社が、国内の子会社対象会社（業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

二十 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうち、その基準議決権数を超える部分の議決権を有しないこととなつた場合

二十一 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）がその業務内容を変更することとなつたことを知つた場合

〔号を加える。〕

二十五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第七十二条第一項第十二号に掲げる会社（農林中央金庫の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となったことを知った場合

二十六～三十七 略

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前項第十二号に掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ～ニ 略〕

3 第一項第三十一号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）

〔一～六 略〕

4 第一項第三十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 農林中央金庫は、第一項第三十四号又は第三十五号に掲げる場

〔号を加える。〕

二十一の二～三十一 同上

2 同上

〔一・二 同上〕

三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ～ニ 同上〕

3 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）

〔一～六 同上〕

4 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 農林中央金庫は、第一項第二十八号又は第二十九号に掲げる場

合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

6 第一項第二十二号に掲げる場合において、法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第九号に規定する特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

7 第一項第二十一号から第二十五号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 法第二十四条第五項の規定は、第一項第十号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十一号から第二十五号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

6 法第二十四条第五項の規定は、第一項第十七号の二から第二十一号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第8号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
年度 (年 年 月 月)
日 日 日 日
から まで

金融 宁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月)
日 日 日 日
から まで) 事業概況書

[1～5 略]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[表略]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [略]

[7～15 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第8号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
年度 (年 年 月 月)
日 日 日 日
から まで

金融 宁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度 (年 年 月 月)
日 日 日 日
から まで) 事業概況書

[1～5 同左]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[同左]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [同左]

[7～15 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 年 度 (年 年 月 月 日 日 から から)
 農 林 水 産 大 臣 殿 殿
 農 林 水 産 大 臣 殿 殿

年 月 日

住 所
 農 林 中 央 金 庫
 代 表 理 事 氏 名

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]
 (記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年 度 (年 年 月 月 日 日 から から) 事業概況書

[1～5 略]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[表略]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第

1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [略]

[7～16 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
 年 度 (年 年 月 月 日 日 から から)
 農 林 水 産 大 臣 殿 殿
 農 林 水 産 大 臣 殿 殿

年 月 日

住 所
 農 林 中 央 金 庫
 代 表 理 事 氏 名

年 月 日 から 年 月 日 までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]
 (記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年 度 (年 年 月 月 日 日 から から) 事業概況書

[1～5 同左]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[同左]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第

1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [同左]

[7～16 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第 13 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

((年 月 日から)
 (年 月 日まで))
年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1 ～ 5 略]

6 農林中央金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

②媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の () には、規格化された貸付商品 (農林中央金庫法施行規則第 123 条第 6 号ハ) に規定する規格化された貸付商品 (農林中央金庫法施行規則第 123 条第 6 号ハ) に規定する規格化された貸付商品 (農林中央金庫法施行規則第 123 条第 6 号ハ) をいう。) の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

別紙様式第 14 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

((年 月 日から)
 (年 月 日まで))

別紙様式第 13 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

((年 月 日から)
 (年 月 日まで))
年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1 ～ 5 同左]

6 農林中央金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

②媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の () には、規格化された貸付商品 (農林中央金庫法施行規則第 123 条第 3 号イ(1)) に規定する規格化された貸付商品 (農林中央金庫法施行規則第 123 条第 3 号イ(1)) をいう。) の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

別紙様式第 14 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

((年 月 日から)
 (年 月 日まで))

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [略]</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 農林中央金庫代理業の実施状況</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 貸出金関係</p> <p>① [略]</p> <p>②媒介 [表略]</p> <p>(記載上の注意) [1～3 略]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第123条第6号^ハ)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(3)・(4) 略]</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名</p> <p>(記載上の注意) [同左]</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 農林中央金庫代理業の実施状況</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 貸出金関係</p> <p>① [同左]</p> <p>②媒介 [同左]</p> <p>(記載上の注意) [1～3 同左]</p> <p>4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第123条第3号^イ(1))に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。 [(3)・(4) 同左]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記でも。

(農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正)

第五条 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年
内閣府
農林水産省 令第

十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第二条第二項第一号チの主務省令で定める場合)</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 農林中央金庫が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この条において「信託業務を営む銀行」という。）を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第二十四条第四項</u>に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>(法第二条第二項第一号チの主務省令で定める場合)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 農林中央金庫が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この条において「信託業務を営む銀行」という。）を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）<u>第二十四条第三項</u>に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正)

第六条 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令

(平成十六年

内閣府
農林水産省
令第七

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)</p> <p>第二条 法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該金融機関等の区別に応じ当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 農林中央金庫 株式の交付を行う銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。)のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの(以下この条において「信託業務を営む銀行」という。)を農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条第四項に規定する子会社とする場合(同法第七十二条第四項の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔二〕四 略</p>	<p>(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 農林中央金庫 株式の交付を行う銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この条において同じ。)のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの(以下この項において「信託業務を営む銀行」という。)を農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第二十四条第四項に規定する子会社とする場合(同法第七十二条第七項の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を必要とする場合に限る。)</p> <p>〔二〕四 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。